

平成 25 年度

一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
の受付について

徳島中央広域連合が発注する建設工事に関連する測量・建設コンサルタント業務等の請負契約に係る入札参加を希望する方は、次のとおり般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）を提出してください。

1. 参加者の資格

次に該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、入札に参加できません。

（１）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

2. 提出期間 平成 25 年 1 月 15 日（火）～ 平成 25 年 1 月 31 日（木）

[注]今年度より提出期間が変更しています。ご確認ください。

3. 提出先・問い合わせ先

〒776-0013

徳島県吉野川市鴨島町上下島 21-1

徳島中央広域連合消防本部・東消防署庁舎 3 階

徳島中央広域連合 事務局総務課 tel：0883-22-2255

[注]提出先住所が平成 24 年 4 月より変更しています。ご確認ください。

4. 提出方法

持参又は郵送（平成 25 年 1 月 31 日（木）消印有効）

【持参の場合】受付時間：午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時（土・日・祝日を除く。）

5. 有効期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで（2 年間）

6. 提出書類 別添提出書類一覧表のとおり

No	提出書類一覧	部数
1	一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書【原本】（測量・建設コンサルタント等）＜徳島県様式第1号, 第1号－1, 第1号－2又は中央公契連統一様式＞ ：申請書 印については、使用印鑑届実印を押印のこと。	1
2	営業所一覧表【写し可】＜徳島県様式第2号又は中央公契連統一様式＞：申請日現在で作成。支店等営業所が他にない場合も本店のみ記入し作成。	1
3	登記事項証明書【写し可】（法人の場合）、身分証明書【写し可】（個人の場合）	1
4	登録証明書【写し可】：測量業者、建築士事務所、補償コンサルタント、建設コンサルタント、不動産鑑定業者等の登録を受けている事業については、それぞれの登録を受けていることを証する書類を添付。	1
5	直前1年度分の建設業法施行規則別記様式の財務諸表【写し可】	1
6	納税証明書【写し可】（直前1年間分）：非課税の場合も納税証明書は全て発行されますので、必ず提出のこと。 ア．法人税（又は所得税）、消費税及び地方消費税（所管する税務署発行） 法人（その3の3）、個人（その3の2） イ．県民税及び事業税（徳島県財務事務所発行：県内に営業所等を有する業者のみ） 法人（法人県民税及び法人事業税）、個人（個人事業税） ウ．市町村民税の納税証明書（完納証明書） ＊法人が阿波市及び吉野川市に納税義務を有する場合 → 法人の市税の完納証明書〔市役所で発行〕 【個人の場合代表者のみ】	1
7	測量等実績調書【写し可】＜県様式又は中央公契連統一様式＞	1
8	職員数調【写し可】（阿波市内、吉野川市内及び県内業者のみ）＜徳島県様式＞：申請日現在の常勤の職員について、技術職員、事務関係職員に区分して記入。法人及び従業員5人以上の個人事業所は、社会保険標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、また従業員4人以下の個人事業所は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書を添付。ただし、雇用保険の加入が適用除外のものはこの限りではありません。	1
9	技術者経歴書【写し可】＜徳島県様式第5号又は中央公契連統一様式＞：県外業者のみ 技術職員名簿【写し可】＜徳島県様式第4号又は中央公契連統一様式＞：県内業者のみ	1
10	委任状【原本】（年間委任の場合）：委任期間は、平成25年4月1日～平成27年3月31日。様式は任意。	1

11	営業所の写真及び所在図面【写し可】（阿波市内及び吉野川市内に営業所等を有する業者のみ）：所在図面は主たる営業所等を赤色で表示した住宅地図を添付し、写真は外観（建物全体（入口）及び看板・標識が1確認できるもの）、内部（什器備品（電話・机・設備設計器具等）及び帳簿類が確認できるもの）。	1
----	---	---

注）業者カード【不要】

7. 提出書類の注意事項

- （1） 様式は、徳島県様式又は中央公契連統一様式を使用させていただいてかまいませんが、一部、徳島中央広域連合指定様式もありますので、ホームページに掲載しています当該申請様式にて確認及びダウンロードして提出してください。
- （2） 提出書類は、一覧表の順番にA4ファイル（色指定なし）に綴じ、ファイルの表面及び背表紙に「平成 25・26 年度参加資格審査申請書」並びに「商号又は名称」を記載してください。
- （3） 各証明書類は、申請書提出時の直前3ヶ月以内の発行のものとします。
- （4） 提出書類一覧表において、「【原本】・【写し可】」の区別を表記していますので、十分確認の上、提出をお願いします。
- （5） 納税証明書の欄、ア法人税（又は所得税）、消費税及び地方消費税（所管する税務署発行）については、その1・その3での提出でもかまいません。